

第1章 プラン策定の背景

第1章 プラン策定の背景

プラン策定の背景

1 世界の動き

■国際婦人年から国連婦人の十年 ～世界的な行動の始まり～

男女平等の確立と女性の地位向上への世界的な取組は、国際連合が昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、初の世界女性会議である「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」(メキシコシティ)を開催したことから始まりました。会議では、「平等・開発・平和」をテーマに、女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。そして、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年の10年間を「国連婦人の十年」と位置づけ、世界各国に対し男女平等に向けた積極的な取組を呼びかけました。

■「女子差別撤廃条約」 ～あらゆる形態の差別の撤廃を～

昭和54(1979)年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

国際連合憲章(1945年)や世界人権宣言(1948年)において、人間の尊厳・価値・男女の権利の平等を宣言しているにもかかわらず、女子に対する差別が依然として広範に存在している現状を踏まえ、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置(法律、規則、慣習、慣行の修正や廃止など)を各国がとることを明記しています。翌年「国連婦人の十年 中間年世界会議(第2回世界女性会議)」の際に行われた条約署名式において、わが国も署名しました。

■婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 ～「国連婦人の十年」の総括～

昭和60(1985)年に、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年 最終年世界会議(第3回世界女性会議)」が開催され、「国連婦人の十年」の成果検討・評価が行われるとともに、西暦2000年に向けて各国が積極的な取組をする上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■「北京宣言」と「行動綱領」 ～21世紀に向けての具体的行動～

平成7(1995)年北京で開催された、第4回世界女性会議では「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価が実施されました。そして、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面参加など38項目からなる「北京宣言」と、世界中の女性のエンパワーメント(*1)に関するアジェンダ(予定表)としての「行動綱領」が採択され、12の重大問題領域について取り組むべき戦略目標と行動が示されました。

■女性2000年会議 ～行動綱領の完全実施に向けて～

平成12(2000)年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状

況の検討・評価が行われました。そして、目標達成の決意を表明する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる成果文書）」が採択されました。

■北京＋10 ～北京宣言の実施状況見直しと評価～

北京会議から10年目にあたる、平成17(2005)年に、第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京＋10」）が、国連本部（ニューヨーク）で開催されました。

「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題を協議し、「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。

■女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解 ～差別の無い社会へ～

平成20(2008)年、日本政府は「女子差別撤廃条約」の規定(*2)に基づいて、条約実施状況に関する第6回政府報告を提出しました。同報告は、国連本部で開催された女子差別撤廃委員会において審議されました。翌平成21(2009)年に、わが国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性に対する暴力の問題に対する取組など、21項目にわたる関心事項及び勧告が、最終報告として公表されました。

(*1)女性のエンパワーメント

力(パワー)をつけること。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味します。エンパワーメントの考え方は、1980年代の半ばから発展途上国の女性運動の中で提起され議論が深まり、1995年の北京会議でキーワードとして用いられたことにより国際社会に浸透してきました。

(*2)女子差別撤廃条約の第18条では、締約国は条約の実施のためにとった措置や進歩の状況を、国連事務総長に提出することを義務づけています。日本は1987年、1992年、1993年、1998年、2002年、2008年と、今までに6回提出しています。

2 国の動き

■婦人問題企画推進本部の設置と国内行動計画の策定 ～世界の動きと合わせて～

わが国では、昭和50(1975)年の「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52(1977)年には「国内行動計画」を策定して、以後10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

■「女子差別撤廃条約」批准 ～国内法と制度の整備～

昭和55(1980)年に、「女子差別撤廃条約」に署名しました。その批准に際しては条

約の主旨に沿った国内法や制度等の整備を行わなければならないため昭和 60(1985)年の「国籍法」の改正（国籍取得の際の父系血統主義から父母両系の血統主義へ）及び「男女雇用機会均等法」の制定、家庭科授業の男女共修など、様々な取組を行いました。そして同年、条約を批准し 72 番目の締結国になりました。

■新国内行動計画の策定 ～男女共同参加型社会から参画型社会の形成を目指す～

昭和 62(1987)年には、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 3(1991)年には、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、「社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との考えから、「参加」を「参画」に改め、男女共同参画型社会の形成を目指すこととしました。

■男女共同参画推進本部の設置 ～国の推進体制の拡充～

平成 6(1994)年、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「男女共同参画推進本部(*3)」を設置し、さらには内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設け、国の推進体制を拡充・強化しました。

■男女共同参画 2000 年プラン ～北京会議の成果をふまえて～

平成 8(1996)年には、「北京宣言及び行動綱領」と、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」に基づいて、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。その中で、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。

■「男女共同参画社会基本法」制定 ～男女共同参画社会実現への責務～

平成 11(1999)年、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は、男女共同参画社会の実現が 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、国・地方公共団体・国民の責務と施策の基本的な事項を明らかにしています。

また、平成 12(2000)年には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

国の推進体制は翌年の中央省庁再編に伴い、総理府「男女共同参画室」から内閣府「男女共同参画局」に組織機能が強化され「男女共同参画会議」が設置されました。

■「配偶者暴力防止法」制定 ～パートナーからの暴力対策の具体化～

平成 13(2001)年、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立しました。この法律では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを定めるとともに、「保護命令」が創設され、被害者が更なる暴力により生命身体に危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。平成 16(2004)年の改正では、都道府県に基本計画の策定が

義務付けられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大され、保護命令制度も拡充されました。

■男女共同参画基本計画(第2次) ～長期的な施策の提示と法・制度の拡充～

平成17(2005)年には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、基本的な考え方として12の重点分野が掲げられ、それぞれについて平成32(2020)年までを見通した長期的な施策の方向性が示されました。

また、子育てや介護等によりいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援するための「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定しました。これは、安心して子育てしながら女性が再チャレンジできる社会の実現を目指すもので、2015年に女性の労働力人口を25万人増(2005年比)とする目標が設定されました。

平成18(2006)年には「男女雇用機会均等法」が改正されました。女性に対する差別の禁止から、男女双方に対する差別の禁止など、性別による差別禁止の範囲を拡大、妊娠・出産などを理由とする不利益扱いの禁止、これまで女性を対象としていたセクシュアル・ハラスメントについて男性も含める対策を講じることなどが規定されました。

■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ～多様な生き方が選択できる社会～

平成19(2007)年、男女共同参画会議において「ワーク・ライフ・バランス(*4)推進の基本的方向」が示されるとともに、関係閣僚・経済界・労働界・地方公共団体の代表により構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

憲章は、仕事と生活の調和の実現に向けての国民的な取組の大きな方向性を提示するものであり、行動指針は、憲章を受けて、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を数値目標なども交えて具体的に示しています。

憲章及び行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進していくため、平成20(2008)年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

■男女共同参画基本計画(第3次)

平成22(2010)年、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。この基本計画では、①女性の活躍による経済社会の活性化 ②男性、子どもにとっての男女共同参画 ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応 ④女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤地域における身近な男女共同参画の推進 の5つの視点を改めて強調しています。

施策の基本的方向と具体的施策として、男女共同参画を推進する15の重点分野を掲げ、本計画を実効性のあるアクションプランとするために「成果目標」を示しています。

(*3)男女共同参画推進本部

「婦人問題企画推進本部」を拡大発展させたもので、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官を女性問題担当大臣としての副本部長とし、全閣僚を本部員として組織されました。

(*4)ワーク・ライフ・バランス

ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させるという意味で、性別・年齢を問わず、誰もが自己の人生の各段階に応じて、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など様々な活動を、自らの希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。1990年代に欧米で使われはじめた概念です。

3 埼玉県の動き

■時代に応じた行動計画の策定 ～世界の潮流に合わせて～

昭和50(1975)年の、「国際婦人年」に始まる国際的な動きと、国内婦人問題企画推進本部の設置の動きを背景に、昭和51(1976)年、女性行政を担当する県の組織として、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口を設置しました。

昭和54(1979)年からは、時代に応じた行動計画の策定のために、第一次から第三次まで行動計画(*5)を策定し、継続して推進しました。

■「埼玉県男女共同参画推進条例」制定 ～全国に先駆けた条例制定～

平成12(2000)年には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。

そして、男女共同参画に関する苦情処理機関の設置や訴訟支援、男女共同参画推進事業所の表彰など、実効ある施策を展開してきました。

■埼玉県男女共同参画推進プラン2010の策定 ～長期的視点に立ったプラン～

平成14(2002)年に、条例に基づく初の基本的な計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン2010～あなたらしさを発揮して～」(計画期間：平成14～22年度)を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、具体的な道筋を示しました。

また、県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するための総合的な拠点として、さいたま新都心に「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」を開設しました。

■女性への具体的な支援 ～積極的な施策の実行～

平成16(2004)年から、「女性のチャレンジ支援事業」の実施が始まりました。With You さいたまを拠点として、起業を目指す女性の支援講座、就職支援セミナーなどを開催し、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを支援しています。

平成17(2005)年に、「さいたま輝き荻野吟子賞」(*6)を創設し、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所を表彰しています。

また、「埼玉県子育て応援行動計画」を策定し、総合的な子育て支援策を推進しています。

■新たな課題への施策強化 ～関連計画の策定と推進プランの見直し～

平成18(2006)年には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を推進することで、暴力を許さない社会の実現に向けた取組を強化しました。

平成19(2007)年に、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の見直しを行い、新たな課題に対応するため重点事項の決定や推進指標の追加などをするとともに、名称を「埼玉県男女共同参画推進プラン」に、終期を平成23年度に変更しました。

(*5) 第一次から第三次までの行動計画

- ・ 第一次計画：婦人の地位向上に関する埼玉県計画（昭和54～60年度）
- ・ 第二次計画：男女平等社会確立のための埼玉県計画（昭和61～平成7年度）
- ・ 第三次計画：2001 彩の国男女共同参画プログラム（平成7～13年度）

(*6) 荻野吟子

1851(嘉永4)年—1913(大正2)年。わが国における最初の女性医師。現在の埼玉県熊谷市に生まれました。明治初頭の日本では婦人科の医師が男性のみであったために、治療に苦心した自身の経験から女医になることを志します。男尊女卑で女性に受験資格が無いという社会通念の中であって、不屈の精神で道を拓き産婦人科医師となりました。婦人の地位向上のための活動を行った女性活動家としても知られています。

この荻野吟子不屈の精神を今に伝えるため、先駆的な活動などで、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人、団体、事業所を表彰するものです。

4 入間市の動き

■男女共同参画への取組

入間市では、従来から保健・福祉・教育・労働等の各分野において、女性に係わる事業を展開してきたところですが、昭和59(1984)年社会教育課に婦人青少年係〔平成6(1994)年女性青少年係と改める〕が設置され、これらの事業の総合的な調整や、女性への研修・講座をすすめてきました。

男女平等社会の実現に向けて、世界的・全国的に運動が展開される中で、入間市においても女性をめぐる社会問題は、総合行政の中で取り組むべきであるという声が高まり平成4(1992)年7月、女性問題協議会が設置されました。さらに、平成5(1993)年2月、女性の特性と能力が十分発揮されるよう総合的かつ効果的な女性施策の指針となる基本計画の策定に向け「女性問題に関する行動計画について」の諮問が市長より女性問題協議会に出されました。

これを受けて女性問題協議会では、先進地の視察、市役所や市内企業における意識調査等による調査研究をすすめ、平成7(1995)年2月「女性問題に関する行動計画について」の答申書を提出しました。

この答申を受けて、市民意識調査を実施し、市が行うべき施策・事業を総合的に体系化し、21世紀に向けて男女平等のまちづくりをすすめるための基本計画として「いる

「ま男女共生プラン」を策定し、平成9(1997)年4月からは、企画課女性政策担当で、計画の推進及び見直しなどの事務を所掌し、男女共同参画関連施策を積極的に推進してきました。

平成12(2000)年には「男女共生社会に向けての市民意識調査」を実施し、平成14(2003)年に、市民意識調査の結果と、国の男女共同参画基本計画などをふまえ、「いるま男女共生プラン」の改訂を行いました。

■「入間市男女共同参画都市宣言」から現在まで

平成15(2003)年には、「入間市男女共同参画都市宣言」記念事業の一環として、女性による「模擬議会 入間市女性議会」を開催しました。そこで、女性議会において宣言文を採択し、11月16日「入間市男女共同参画都市宣言」を発信しました。

さらに、平成16(2004)年4月には、「入間市男女共同参画推進センター」を開館し、男女共同参画に関する情報提供や講座の開催、「女性のための悩みごと相談」事業や、センターのホームページ開設を行い、男女共同参画への取組の充実を図りました。

平成22(2010)年4月1日には、「入間市男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者等と連携、協力し男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを定めました。また、市が取り組む課題を把握するため、「男女共同参画社会に向けた市民意識調査」を実施しました。

現在、男女共同参画社会実現に向けて、計画的に施策を推進しています。